

子どもの居場所ネットワークいわて 運営規約

1. 名 称

子どもの居場所ネットワークいわて

2. 事務局

岩手県盛岡市盛岡駅前北通 7-17 橋市駅前マンション 905 号室

3. 目 的

子ども食堂など、子どもの居場所を運営している団体及びその活動に賛同する団体・個人間の交流、情報共有、研修、広報啓発を行い、岩手県内各地域で子どもの居場所の輪を広げていくことを目的とします。

4. 活動方針

本会の目的を達成するために以下の活動を行います。

- ① 岩手県内で子ども食堂等の子どもの居場所を運営している団体の交流及び情報提供の場をつくり、地域における子どもの居場所づくりを促進します。
- ② 行政機関やその他、様々な団体との連携を深め、意見交換の機会をつくるように目指します。
- ③ その他、必要とする活動を行います。

5. 構成員

本会の構成は正会員・賛助会員で構成します。

正会員：岩手県内で子ども食堂等の子どもの居場所運営に携わる団体

賛助会員：本会の趣旨に賛同する個人や団体

本会の目的に賛同し、会員になりたい者は、以下の書類を提出するものとします。

- ① 正会員申込書兼同意書（別紙 1-1） 賛助会員申込書兼同意書（別紙 1-2）
- ② 団体情報シート（別紙 2）
- ③ ホームページ記載情報（別紙 3） 別紙 3 はホームページ掲載希望団体のみ提出。

6. 入会要件

入会については、下記の要件を満たす、共同代表が認めたものとします。

- ① 本会の目的に賛同し、岩手県における子どもの居場所づくりの取り組みを広げていくこと。
- ② 特定団体への勧誘や営利を目的としないこと。
- ③ 反社会的活動を行っている団体、個人ではないこと

7. 変更

入会時に提出した団体情報シートに変更が出た場合は、速やかに団体情報シート変更届（別紙 4）を事務局に提出するものとします。

8. 退会

退会しようとする会員は、退会届（別紙5）を提出するものとします。

9. 役員

本会の運営に当たり、共同代表2名と監事2名を置きます。

役員は総会で選出します。任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

役員報酬は無償とする。

10. 職務

共同代表は、本会の事業を統括し、本会を代表します。

監事は、本会の会計を監査します。

11. 総会（ネットワーク会議）

本会運営のため、総会を設けます。総会は共同代表が招集し、正会員が参加します。

総会は、年間の活動をまとめ、年度方針等を決定します

12. 意思決定

(1)本会の意思決定は、総会で決定します。

(2)正会員の7割の賛成により決定します。（委任状を含む）

13. 規約の改正

総会で承認します。

14. 免責事項

このネットワークでは、参加する団体の管理をしたり、それぞれの団体で生じた個別の問題について責任を負うことはしません。

15. その他必要な事項

この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、共同代表が別に定めます。

16. 本会設立年月日

平成30年5月12日

17. 規約施行日

平成30年5月12日

18. 附則

この規約は令和元年11月22日より改定施行します。